

交通ターミナル機能(交通結節機能)

1. JR松山駅における各交通モードの接続
 - 1-1 交通ターミナルの導入機能、規模
 - 1-2 特定車両停留施設の乗入対象

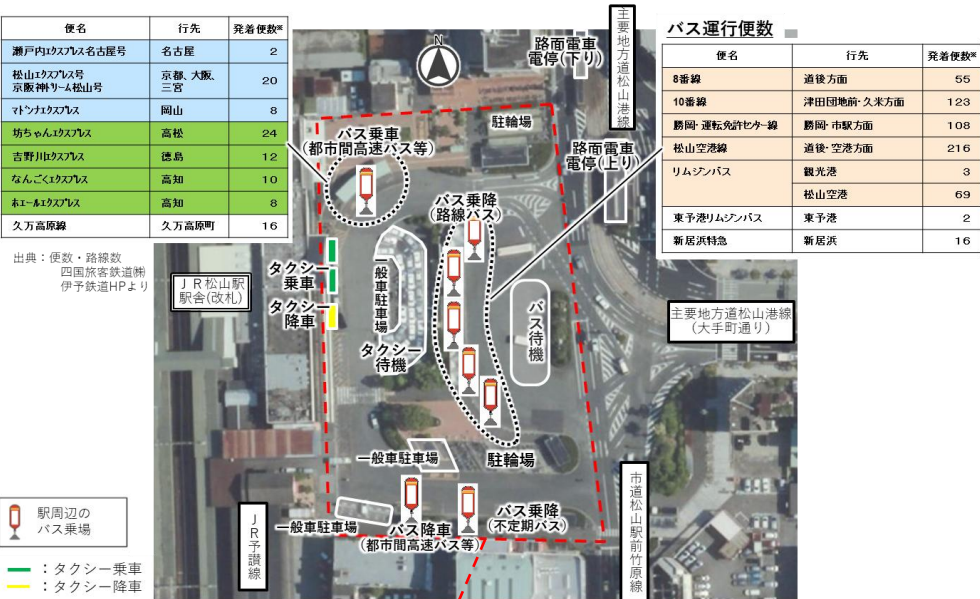
1. JR松山駅における各交通モードの接続

1-1 交通ターミナルの導入機能、規模

(1)検討にあたっての条件

- JR松山駅東口には、バス(都市間高速・路線・リムジン・不定期)、タクシー、一般車、自転車等が乗り入れており、バス・タクシーの乗降スペースおよび待機場と、一般車向けの駐車場、自転車等駐輪場を備えている。

◆JR松山駅東口の交通機能の現状



交通施設の機能・規模状況

種類		バース数		
		乗車	降車	待機
バス	都市間高速バス等	1	1	約5
	路線バス	5		
	不定期バス	1		
タクシー		2	1	約40
一般車		－	－	約18

◆JR松山駅のパス発着便数

交通機関	行先等	項目(単位)	JR松山駅
都市間高速バス	四国外	発着便数(便/日)※	30
	県外～四国内	発着便数(便/日)※	52
路線バス(市外便含む)	市外 (新居浜・八幡浜・久万高原町・今治・宇和島)	路線数	3
		発着便数(便/日)※	32
	市内	路線数	4
		発着便数(便/日)※	502
リムジンバス	松山空港	発着便数(便/日)※	65
	松山観光港	発着便数(便/日)※	1

出典) 四国旅客鉄道(株)、(株)伊予鉄グループHPより (R8.9.3時点)
注) バスの便数は、発車数と到着数を合算し発着便数として示す。
一度の停留で乗降を同時に行う場合(路線バスの経由便)は2便として計上する。

◆JR松山駅(周辺地域含む)に乗り入れている不定期バス

利用施設	行き先等	午前 便数/時間帯	午後 便数/時間帯
スクールバス	A校	計3台/8:05 3台同時	計3～4台/15時～、約1時間おき
	B校	1台/8:05	
	C校	計4台/7:50 3台同時 /9:30 1台 ※いずれも大手町通りでの乗車	3台/17時頃 1台/19時頃
	D校	計3台/7:30、9:15、11:05	計4台/13時～19時、約2時間おき
観光ツアーバス等	各方面	不定期	不定期
商業施設等	A施設	1台/9:30	1台/17時頃

※ R8.8時点 出典:第6回松山駅交通拠点機能強化検討会資料に加筆

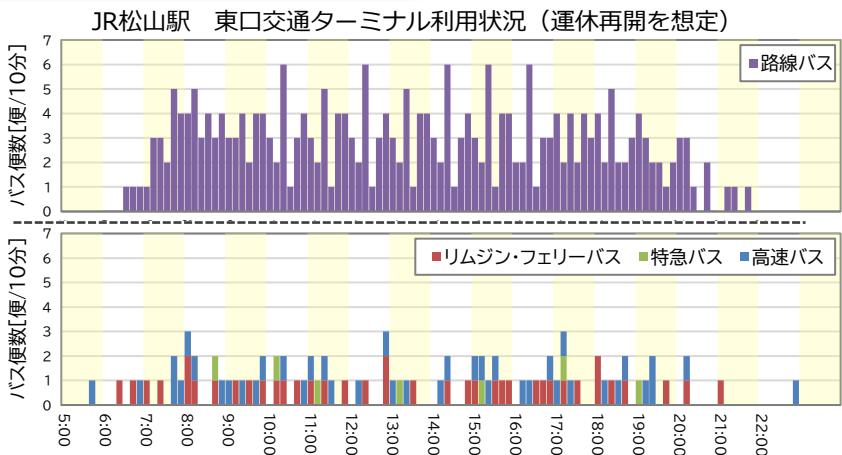
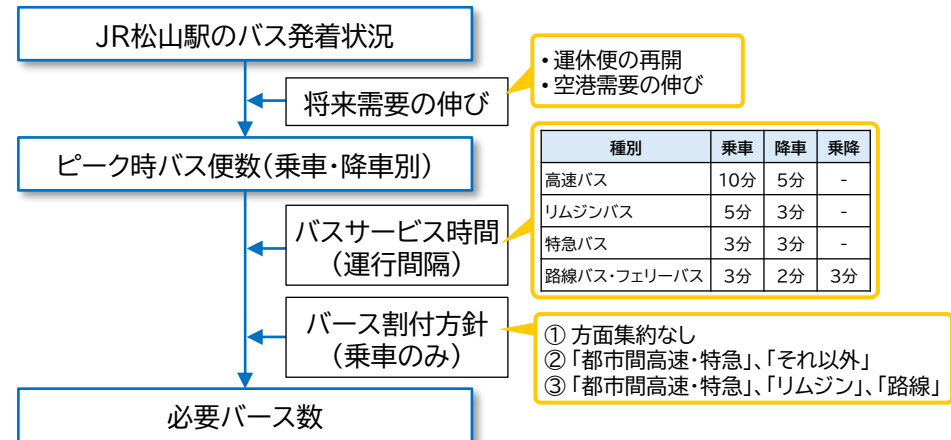
1. JR松山駅における各交通モードの接続

1-1 交通ターミナルの導入機能、規模

(2)交通ターミナルの規模検討(案)

- 現状の運行水準、需要をベースに、将来的な需要増加も考慮し、交通ターミナルの規模を設定する。
- スクールバスの安全な乗降に加え、インバウンドをはじめとした観光需要の増加に対応するため、不定期バスの乗降スペースの確保を検討する。

◆バスバス数設定の流れ



出典) 四国旅客鉄道(株)、(株)伊予鉄グループHPより (R8.9.3時点)
注) 時刻表のバス発車時刻を10分ごとに集計したものであり、同時に停車するバス台数ではない。

◆交通ターミナル(駅東口)の導入機能、規模(案)

種類		バス数			バス数設定の考え方
		乗車	降車	待機	
バス	都市間高速バス	2	2	4	将来需要として 運休便の再開を考慮
	路線バス	2			現況と同等水準
	リムジンバス	1			将来需要として松山空港 需要の伸びを考慮
	不定期バス	2程度		5程度	現状の運用を考慮
タクシー		2	1	10	現状の運用と駅西口の 機能・規模を考慮
一般車		2程度	2程度	18程度	現状と同等水準

参考:交通ターミナル(駅西口)の導入機能、規模

種類		バス数			バス数設定の考え方
		乗車	降車	待機	
タクシー		2	1	12	
一般車	一般	—	4	7	待機の7台は短時間駐車場
	身障者	1		—	
荷捌き		スペース確保			

1. JR松山駅における各交通モードの接続

1-2 特定車両停留施設の乗入対象

(1)検討にあたっての条件

- 省令の改正により、特定車両停留施設に乗入可能となる特定車両の種類が見直され、企業や学校などの送迎車両、イベントや鉄道運休に伴う臨時バス等が新たに対象となった。

◆特定車両停留施設に停留できる車両

<道路法施行規則に規定された特定車両の種類>

	分類	想定される車両	設計上の車両分類
1	一般乗合旅客自動車運送事業	路線バス	バス
2	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス	バス
3	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー	タクシー
4	特定旅客自動車運送事業	例：企業や学校などの送迎車両 (緑ナンバー)	バス/タクシー(選択)
5	道路運送法第 21 条第 2 号の規定による許可を受けて行う運送	例：イベントや鉄道運休に伴う臨時バスなど	バス
6	自家用有償旅客運送	例：交通空白地有償運送、福祉有償運送	バス/タクシー(選択)
7	道路運送法第 78 条第 3 号の規定による許可を受けて行う運送	例：地域の自家用車や一般ドライバーによる有償運送 (日本版ライドシェア)	バス/タクシー(選択)
8	一般貨物自動車運送事業	トラック	トラック
9	第 1 号から第 7 号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であつて、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの	例：運賃を収受しない送迎車両など (白ナンバー)	バス/タクシー(選択)

追加

1. JR松山駅における各交通モードの接続

1-2 特定車両停留施設の乗入対象

(2)特定車両停留施設の乗入対象検討(案)

- JR松山駅における特定車両停留施設には、バス(都市間高速・路線・リムジン)、タクシーの乗入を想定していたが、追加車両の乗り入れについて検討を行った。

◆JR松山駅における特定車両停留施設の乗入対象

種類		バース数			省令との 整合	特定車両 停留施設 の乗入対象	乗入れに対する考え方
		乗車	降車	待機			
バス	都市間高速バス	2	2	4	○	○	・省令上、乗入れ可能。
	路線バス	2			○	○	・省令上、乗入れ可能。
	リムジンバス	1			○	○	・省令上、乗入れ可能。
	不定期バス	2程度		5程度	○	△	・スクールバス等は省令上、本施設への乗入れが可能だが、一般の路線バス等とは運行特性や利用者の目的が異なる。特に登下校時の特定時間帯に発着が集中する特性があるため、一般乗客やタクシーで混雑する施設内では、生徒の安全な歩行環境や乗降動線の確保に課題が生じる懸念がある。そのため、生徒の安全確保と、路線バス等の定時運行の双方を両立させる観点から、本施設への乗入れは原則として対象外とし、より安全に乗降できる環境を検討する。 ・ただし、将来的に施設内に十分な安全空間が確保できる場合は、乗入れ対象とすることも視野に検討を進める。
タクシー		2	1	10	○	○	・省令上、乗入れ可能。
一般車		2程度	2程度	18程度	×	×	・省令上、乗入れ不可。

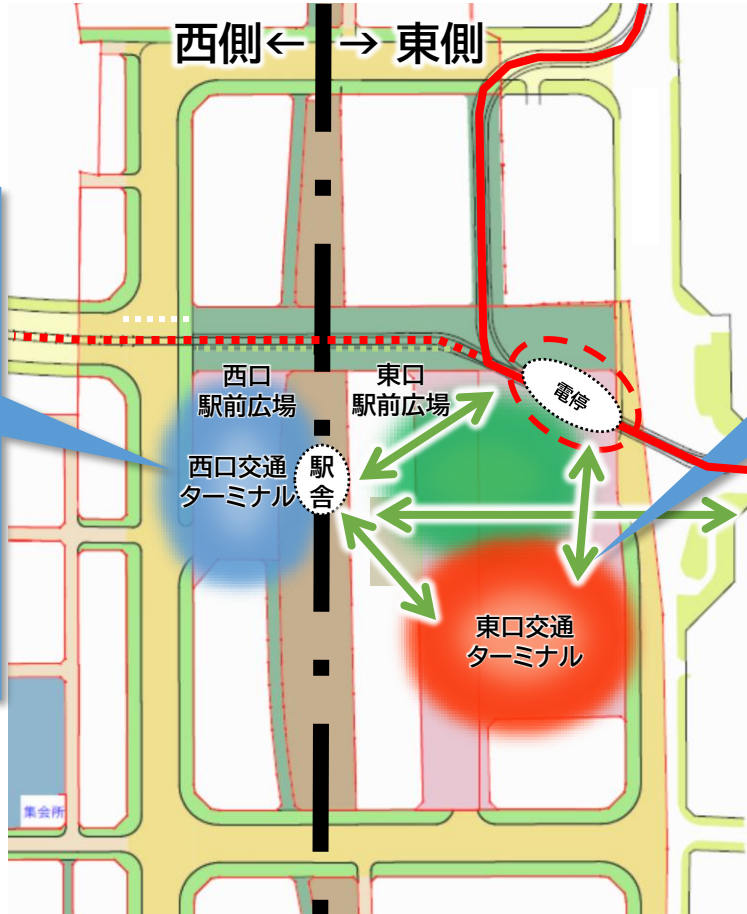
JR松山駅における特定車両停留施設の乗入対象

1. JR松山駅における各交通モードの接続

1-3 特定車両停留施設の乗入対象車両および規模(案)

- JR松山駅の西口駅前広場には、一般車の短時間駐車場やタクシー乗降場を設け、中心市街地を通過せずに駅利用ができるようにすることで利便性向上を図る。
- 東口駅前広場では、路面電車の引き込みや、バスタプロジェクトによるバス停の集約やタクシー乗降場の整備に加え、案内表示や待合施設の充実といった公共交通利用者へのサービス向上を図る。
- 特定車両停留施設に乗入できる車両は、バス(都市間高速・路線・リムジン)、タクシーを想定している。
- 不定期バス等は特定車両停留施設には乗り入れず、駅周辺で検討を進める。

配置する交通施設	
西口	
タクシー	乗車場 2バス
	降車場 1バス
一般車	待機場 12バス
	身障者用乗降場 (1バス)
	降車場 (4バス)
	短時間駐車場 (7台)



	配置する交通施設	
	東口	
路面電車	広場北東側に電停を設置	
バス	都市間高速バス	2バス
	路線バス	2バス
	リムジンバス	1バス
	降車場	2バス
	待機場	4バス
タクシー	乗車場	2バス
	降車場	1バス
	待機場	10バス
不定期バス	企業・学校の送迎 臨時、観光バス 福祉車両 ライドシェア	
一般車	身障者用乗降場 降車場 短時間駐車場	

特定車両停留施設の乗入対象車両

特定車両停留施設以外の駅周辺部で検討